



職派需発 0928 第 1 号
平成 27 年 9 月 28 日

公益社団法人
全国国民営職業紹介事業協会会長 殿

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課長



日々紹介にかかるトラブル防止のための取扱いに関する要請書

需給調整事業関係業務の推進につきましては、日頃より、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、日々又は臨時的に雇用される求人への職業紹介（以下「日々紹介」という。）については、従来からマネキンや配せん人等伝統的な職種において多く行われていたところですが、これに加え、平成 24 年 10 月 1 日に施行された「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 27 号）により、日々又は 30 日以内の期間を定めて雇用する労働者を労働者派遣することが、例外的に認められる場合を除いて禁止されたことを受けて、業務量が直前にならないと確定しないような仕事を中心に、他の職種においても日々紹介が行われるようになってきているところです。

特に、前述後段の日々紹介についてはその性質上、職業紹介事業者が職業紹介を行うものの、事前に求人者による面接・採用行為は行われず、求職者は職業紹介事業者から当日就業場所に出向くように指示がなされ、就業日当日に初めて求人者と対面し雇用関係が生じる、といった例が多く存在します。この際、最終的な業務量が当初見込んでいた業務量より少なくなった場合に、前日や当日になって一部の求職者の応募を断るといった事案が起きており、応募を断られた求職者が当日の仕事に就けず、当日の補償の有無を争点としたトラブルが生じています。

つきましては、日々紹介にかかる求人者・求職者・職業紹介事業者間におけるトラブル防止の観点から、下記の点について、可能な限り配慮していただくよう、全国の傘下会員に対する周知の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1 日々紹介にかかる職業紹介の手続き等について、日雇派遣との違いも含めて、求職登録時や職業紹介時点に求職者に明示すること。

(明示の具体例)

- 労働契約の締結は当事者間の合意により成立するものであり、紹介したことをもって当日の就業が約束されるものではないこと。
- 就業日までの間に、求人の取消、採用予定数の変動等により、紹介が不調に終わることが有り得ること。
- 当日に不採用となることもあり得ること。
- 上記の場合、労働契約が成立していない以上、必ずしも就業日当日の交通費等が支給されるものではないこと。

2 日々紹介に係る求人の受理に当たっては、求人数の変動の可能性の有無等(※)について、確認を行うこと。

また、求人者の了解を得た上で、求人情報提供時又は求職者が応募意思を示した時点で、当該情報についても提供を行うこと。

なお、求職者が日々紹介の求人に応募した後で、当該求人の求人数に変動が生じた結果、求職者が就業に至らないことが明らかになった場合は、求職者に対して速やかにその旨を情報提供すること。

- ※ ・当日の業務量の変動による求人数の変動の有無
- ・当日キャンセルの場合の交通費等の有無

3 さらに、求人数の変動により就業に至らなかった場合は、当該求職者に対して、速やかに他の求人(就業場所、職務及び賃金・諸手当等を考慮した適切な求人)を紹介するように努めること。

4 求人者に対しては、日々紹介で紹介された求職者を雇用する際においても、労働基準法第15条で定める労働条件の明示義務があることを、丁寧に説明すること。

以上